

令和4年第4回農業委員会総会

- 1 日 時 令和4年4月26日(火)
午前10時00分～午前10時34分
- 2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	7	島原 順二
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫	9	橋村 實男
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
6	古木 麻知子		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明
事務局長補佐	野島 史雄		

令和4年第4回農業委員会総会日程

1 日 時 令和4年4月26日(火) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第7号	大竹農業振興地域整備計画の変更について
日程第2	議案第8号	大竹市農用地利用集積計画(第102期)の 決定について
日程第4	報告第5号	農地法第5条第1項第7号の規定による農 地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和4年第4回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼ご着席下さい。

会 長

本日は、ご多用の中総会に出席していただきありがとうございます。着座にて進行させていただきます。本日の出席委員11名中10名で定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において4番丸小操委員、5番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。これより、日程第1議案第7号大竹農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（藤井）

それでは、ご説明いたします。議案書は、2ページから4ページになります。まず始めに、今回の変更について概略をご説明します。大竹農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて大竹市が策定しているものです。計画に変更がある場合には、JAや農業委員会などに意見を聴くことが規定されております。このたびの主な変更についてですが、市に対しまして農業振興地域内にある農用地区域からの除外届出があり、該当する農地を農用地区域から外して農地転用をするためです。農業振興地域内の農用地区域の農地は、原則転用が禁止されているため、農地以外の用途に利用する場合には、農地法による農地転用許可申請の前に除外の手続きをする必要があります。除外の要件としては、主には田の農用地の利用及び集積に支障を及ぼさないこととなっております。今回議案書3ページ、4ページにありますように栗谷町小栗林字沖ノ久保で6名から17筆、松ケ原町字田ノ原で3名から11筆の除外届出がありました。届出者からは、高齢になったが農業後継者がいない、相続人に耕作するものがない、現在耕作放棄地であり後継者もないとの理由で、小栗林は太陽光発電設備を設置する事業者売却のために、また松ケ原町は隣接する事業用倉庫の拡張計画に合わせて売却するために除外の届出をされたものです。別紙1をご覧ください。太陽光パネルの設置レイアウトが記載されています。北側は旧栗谷中学校敷地、南側は玖島川に挟まれた土地になります。別紙2をご覧ください。図面を縦位置でみると県道42号線と恵川に挟まれた土地で、下半分が既に事業用倉庫として転用されていて、今回新たに倉庫2棟を建設する計画となっております。小栗林は耕作放棄地を含む農地ですが、一団の農地の辺縁にある農地であり、周辺の農地に支障を及ぼすことはないと思われまふ。松ケ原町は、現在の事業用倉庫と一体として活用する計画であり、近隣の営農を継続する農用地に支障を及ぼすことはないと思われまふ。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませぬか。

東田委員

農業振興地域の農用地からの除外に集積に支障がないとあったが、制限又は基準が

あるのでしょうか。個別にみると耕作ができないので太陽光設備にするとか、倉庫を建てるとかの理由になっているが、基本的に申出があれば除外するのかを教えてください。

事務局（川本）

農業振興地域は広島県が指定している地域で、農用地とするかは市が指定している。昭和46年の指定以降耕作している土地は、栗谷町、松ヶ原町、阿多田は全て農用地としました。昨今、耕作放棄地が増加していることと、国が太陽光発電を推奨している中で耕作ができない場合の申出があれば、なかなか断れません。集積に支障がないというのは、農地の端の部分にあたる場合です。農地の真ん中部分だと除外は難しいという判断になります。農地も財産なので、個人の財産なので近隣の農地に迷惑がからない場合は除外を認めています。

石井委員

小栗林の太陽光図面の2, 4, 8は同一人物が耕作していましたが、鳥獣被害によって5俵しか収穫できないそうです。ものすごい被害を毎年受けているので、どうにかならないか相談があります。現在は耕作放棄地となっていて、太陽光になってもしかたがないと思います。

島原委員

〇〇と〇〇の地番はどうなりますか。

事務局（藤井）

玖島川側は山林の地目です。

石井委員

あそこは、竹藪で栗の木などが植えてあります。

大江推進委員

鳥みたいなマークはなんですか。

事務局（藤井）

わかりません。

東田委員

農業振興地域整備計画書の中に除外の一覧表があるが、今回の除外地番が含まれると思いますが、私の近くの除外地番でも耕作している土地がありますが、問題はないのでしょうか。また、倉庫や太陽光ができれば、この一覧表から削除されるのでしょうか。

事務局（川本）

計画当初に各地区で説明会を開催して、各地区の意見の中に農用地でも今後宅地にする予定がある場合などで、計画当初から除外しているところがあります。地区によって農地を守ろうという地区と、そうでない地区との温度差があったと聞いています。除外の土地で農業をしてはいけないということはありません。この一覧表の中にもかなりの農地はあると思います。この中の地番であれば転用は可能です。転用すれば農地ではなくなるので、この一覧表に乗せる必要はないですが、その確認はしていません。たぶん転用した地番も含まれていると思います。

会 長

その他に質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件について変更案に異議なしと回答することに決してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、本件については変更案に異議なしと回答することに決定されました。続きまして、日程第2議案第8号大竹市農用地利用集積計画(第102期)の決定についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局(川本)

議案の訂正があります。5ページの順位2の利用権を設定する者を〇〇〇〇に修正してください。それでは、議案書5ページにありますように、このたび2件提出がございます。順位1からご説明いたします。議案書は6ページ、7ページ地図は8ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、大竹市松ケ原町の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は大竹市松ケ原町の〇〇〇〇さんです。申請地は松ケ原町〇〇番〇〇地目は田、面積は788㎡同じく〇〇番〇〇地目は田、面積は1,055㎡同じく〇〇番地目は田、面積は1,285㎡利用権の種類は使用貸借で内容は水稻となっています。継続の申請で令和4年5月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、順位1について地区担当委員の意見を求めます。3番東田委員お願いします。

東田委員

継続手続きで90代の方で耕作ができません。引き受ける方は、この場所以外にも耕作していて長年稲作をしているのでなんら問題はありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。引き続きまして、順位2について事務局より説明を求めます。

事務局(川本)

それでは、順位2についてご説明いたします。議案書は9ページ、10ページ地図は11ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、廿日市市宮内に本店がある佐伯中央農業協同組合代表理事組合長忠末宜伸さん、利用権を設定する方は大竹市本町一丁目の〇〇〇〇さんです。申請地は、栗谷町大栗林字沖ノ窪〇〇番地目は田、

面積は1,954㎡利用権の種類は賃貸借で、内容は野菜となっています。継続の申請で令和4年5月1日から令和5年4月30日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、順位2について地区担当委員の意見を求めます。本件の地区担当委員は私が担当ですので、発言させていただきます。

ご存知の通り、マロンの里付近であります。昨年度では子供たちにサツマイモを収穫してもらっています。なんら問題はありません。

東田委員

順位2の議案修正がありました。JAのところを〇〇さんにするとありましたが。

事務局（川本）

〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんに修正したので、上の段が借りる人で下の段が貸す人になります。

大江推進委員

10ページの借りる人が〇〇〇〇になっているが、これでいいのですか。

会 長

JAの担当課長になります。申請は組合長で実際の耕作は担当課長ほかになります。本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

（異議なしの声）

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。続きまして、日程第3報告第5号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

はじめに、議案書の表示について訂正があります。議案書14ページ、15ページの地図ですが、正しくは14ページが順位2、15ページが順位1となります。訂正をおねがいたします。それでは、報告第5号について事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は12ページ、地図は15ページをご覧ください。譲受人は大竹市白石一丁目〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市木野一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、白石一丁目〇〇番〇〇、面積は236㎡、登記地目は田、現況は休耕です。転用目的は駐車場です。大竹保育所から道路の反対側に当たり、譲受人は、申請地の奥に住居を構えており、保育所前の道路から細い土地を通路としていたところ、申請地を取得し駐車場に転用するために申請がありました。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。3月26日にこの届出を受理しております。順位2について、議案書は13ページ、地図は14ページをご覧ください。譲受人は大竹市新町三丁目の〇〇〇〇さん、譲渡人は兵庫県伊丹市宮ノ前二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は新町三丁目

〇〇番〇〇登記地目は畑、現況は一部畑で面積は361㎡です。転用目的は、隣接する〇〇番〇〇に居住する譲受人が、遺産分割の際に兄弟が相続した農地を駐車場及び宅地、庭園として利用するものです。地区担当委員さんから、隣接する宅地と一体として活用するもので、周辺の農地への影響はなく転用に支障はないとのご意見を頂いております。4月6日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第4回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同ご礼。ありがとうございました。